

水道料金の適正化について

水道料金の適正化について①

料金の基本的考え方

- 水道料金の算定方法は、総括原価方式。
※原価(人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等)+支払利息+資産維持費を基礎として定める。
- 地方公共団体が水道事業を経営する場合、
 - ①水道料金は議会の議決を経て条例で定めなければならない。
 - ②独立採算制を採用しなければならない。
 - ③水道料金を変更した場合には、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 水道法第1条の目的規定には、清浄にして豊富低廉な水の供給がうたわれている。

日本再興戦略2016(抄)

(平成28年6月2日 閣議決定)

地方公共団体が安心して公共施設等運営権方式を活用できるよう、(中略)民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等について、水道法(昭和32年法律第177号)に規定することを検討。

料金に関する現状

- 人口減少や節水意識の向上により、水道事業者の給水収入は減少傾向である。
- 給水原価が供給単価を上回る水道事業者が全体の52%である。
- 将来の施設更新等に充当するための費用を料金収入で確保できていないと思われる水道事業者が全体の51%である。
- 一方、平成22年～平成26年の5年間で水道料金の値上げを行った水道事業者は、年平均で全体の約4%である。



- 十分な更新費用を総括原価に見込んでいない場合が多いと考えられ、このままでは老朽化の進行により、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれがある。
- このため、中長期の更新需要と財政収支の見通しの把握に基づいた適正な料金改定により、引上げの抑制・世代間平準化を図る必要がある。

主な論点と対応案

1. 持続可能な水道を保つための水道料金を算定するために必要な要素・方策について



○水道料金の原価に将来の更新に必要な財源としての資産維持費を計上すべきであり、水道事業者による当該試算の一助となるよう、中長期的な更新需要と財政収支の見通しを踏まえた資産維持費の設定の必要性や算定事例について、国が示すべきではないか。また、今後、複数の資産維持費の算定事例を検証するなどして、様々な算定方法を例示してはどうか。

<算定事例> ・更新需要と財政収支の見通しにより、10年後に適正な内部留保資金を確保するため(P9)
・料金算定期間において、目標とする自己資本構成比率を達成するため(P10)
・実質的な赤字への転落を回避するため(P11)

○水道料金がおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されるものであること(※)を踏まえ、認可権者は水道事業者に対し、持続可能な料金水準について、地域の実情に応じ、水道事業管理者や第三者を交えた定期的(3～5年毎)な議論を促すとともに、アンケート等により、見直し議論の実施状況や料金に将来の更新に必要な費用(資産維持費等)を見込んでいるかについてフォローアップしてはどうか。

◎水道法(昭和三十二年法律第七十七号)(抄)
第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
二～五 (略)
3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

◎水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)(抄)
第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。
二、三 (略)

主な論点と対応案

2. 持続可能な水道を保つための水道料金に関する関係者の理解の醸成について

○将来にわたり水道事業を持続可能なものとするためには、財源を確保しつつ適正な施設更新を行う必要がある、このことについて、簡易水道を含め水道事業者たる市町村等が説明責任を果たし、住民の理解を醸成していくために、中長期的な更新需要と財政収支の見通しの試算を行った場合には、法令上公表するよう努めることとしてはどうか。

○水道法の目的に「清浄にして豊富低廉な水の供給」がうたわれているが、この「低廉」とは、「安全」な水を、「強靱」な施設で、将来にわたり「持続」的に供給することを前提としている点を明確にしてはどうか。

主な論点と対応案

3. 民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法について

○民間企業における料金原価の算定方法の考え方を、以下のとおりとしてはどうか。

・水道事業における料金原価の算定方法は、民間企業も地方公共団体も総括原価方式であり、総括原価(営業費用+(支払利息+資産維持費)-営業収益の額から給水収益を控除した額)の基本構造は同一とする。

・民間企業が水道事業を経営する場合には、総括原価に配当金を含めることとし、営業費用に法人税等の公租公課を含めることとする。

※民営の電気事業やガス事業では、資本調達コストとして支払利息や配当金を含む「事業報酬」が総括原価に含まれるが、現行の水道法令上その点が明らかとなっていない。

○こうした考え方にに基づき、水道法施行規則や「水道事業における官民連携に関する手引き(平成26年3月厚生労働省健康局水道課)」の改定等により、民間企業が水道事業を運営する場合、水道法の公益性を前提に総括原価に含めることができる項目について明確にしてはどうか。

參考資料

資産維持費の計上の流れ

【資産維持費とは】

資産維持費は、物価上昇による減価償却費の不足や施工環境の悪化による工事費の増大等に対応し、実体資産を維持し、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への算入が認められているものである。これが適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障を来すこととなる。

【資産維持費の計上の流れ】

<アセットマネジメントの実施>

- ・中長期的な更新需要の把握
- ・更新需要の平準化の検討
- ・ダウンサイジング等の検討



<経営戦略の策定>

- ・投資計画、財政計画の作成



<現行料金での財政検討>

- ・**財政収支の見通しの把握**



<料金原価の算定>

- ・**資産維持費の算定**
(対象資産 × 資産維持率 など)

【対象資産とは】

対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首および期末の平均残高とする。

【資産維持率とは】

日本水道協会により、資産維持率は以下のとおり位置付けられている。資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として**3%を標準**とし、**各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定**するものとする。

但し、標準的な資産維持率により難しいときは、各水道事業者における長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて計画的な自己資本の充実を図るため、料金算定期間の期末における中間的な**自己資本構成比率の目標値を達成するための所要額**を資産維持費として計上できるものとする。

水道事業体における資産維持費の実態

◎資産維持費(一部再掲) 参考:日本水道協会「水道料金算定要領」(平成27年2月改訂)

- ・ 給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額(将来の投資を想定した概念)
- ・ 計算方法

資産維持費＝対象資産×資産維持率(3%を標準) ※平成20年改定時に3%を標準と設定

※①対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

②資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとする。

※資産維持率の標準が3%であるのは、1%～5%でシミュレーションを行った結果、資金残高・企業債残高の推移が安定的であったことによるものである。

・ 水道料金制度に関する調査結果(うち資産維持費に係る結果について)

出典:日本水道協会「水道料金制度に関する調査結果について」(平成27年3月公表)

◎平成21年4月1日から平成25年4月1日までの間に料金改定を実施した事業体(201事業体)に対して、日本水道協会がアンケートを実施

| 資産維持費相当額を算入しているか | 事業体数 | |
|------------------|------|-------|
| している・・・① | 67 | 43.2% |
| していない・・・② | 88 | 56.8% |

| ○資産維持費相当額の算定方法 |
|--------------------------------|
| ・対象資産×資産維持率(43件) |
| ・自己資本に適正な率を乗じて算定(6件) |
| ・積上げ方式(4件) |
| ・対象資産×平均的な自己資本構成比率×自己資本利益率(3件) |
| ・対象資産×資産維持率+(独自の調整)(1件) |

| 更新に必要な費用は十分確保できているか(対象①) | 事業体数 | |
|--------------------------|------|-------|
| できている | 31 | 48.4% |
| できていない | 33 | 51.6% |

| ○十分な資産維持費相当額の算定の主な阻害要因 |
|-------------------------------|
| ・大幅な値上げとなるため(22件) |
| ・資産維持費が説明できず、値上げの理解を得られない(6件) |

| 資産維持率を設定しているか(対象①) | 事業体数 | |
|--------------------|------|-------|
| している | 44 | 66.7% |
| していない | 22 | 33.3% |

| ○資産維持費相当額を算入していない主な理由 |
|-------------------------------|
| ・料金が大幅に上がり、住民への説明が困難なため(24件) |
| ・料金が大幅に上がるため(23件) |
| ・内部留保資金等を活用等で費用が確保できるから(6件) |
| ・ダウンサイジング等も必要で、算定が困難(3件) |
| ・中長期的な投資計画がなく適正な算入は困難(1件) |
| ・基本料金の軽減措置で当該費分を総括原価から控除(1件) |
| ・一般会計からの補助金に依存している状況であるため(1件) |

| 資産維持率の設定値(設定している事業体) | 事業体数 | |
|----------------------|------|-------|
| 4%以上 | 4 | 9.3% |
| 3%以上4%未満 | 9 | 20.9% |
| 2%以上3%未満 | 9 | 20.9% |
| 1%以上2%未満 | 10 | 23.3% |
| 1%未満 | 11 | 25.6% |

| ○資産維持率の主な根拠 |
|-----------------------------|
| ◆4%以上 |
| ・3%では不十分な可能性があるため(1件) |
| ◆3%以上4%未満 |
| ・水道料金算定要領(6件) |
| ◆2%以上3%未満 |
| ・将来の更新費不足額分(7件) |
| ・水道料金算定要領(2件) |
| ◆2%未満 |
| ・3%と設定すると大幅な値上げとなったことから(9件) |
| ・将来の更新費不足額分(3件) |
| ・現在保有している資産を維持できる費用を考慮(2件) |

| ○将来の更新投資を見据えた料金設定といえるか(対象②) |
|---|
| ◆更新投資を見据えた料金設定でない(主な回答) |
| ・更新投資を見据えた料金設定ではない(29件) |
| ・資産維持費相当額の算入は必要と考えている(6件) |
| ・将来的に収益が先細りとなる状況下では非常に厳しい設定となる(1件) |
| ・更新投資を見据えたものとはいえないが、資産維持費相当額の算入は現状困難(1件) |
| ・長期で考えると、更新財源は不足していくと思われる(1件) |
| ◆更新投資を見据えた料金設定である(主な回答) |
| ・必要とする事業費をもって財政計画を行い、経費は確保できている(4件) |
| ・5年毎に料金設定の適正を判断し、計画的に更新投資を行える料金設定とする(1件) |
| ・補てん財源残高を予測し、更新投資を見据えた料金設定としている(1件) |
| ・算定期間内においては問題ないが、それ以降については改めて検討が必要(1件) |
| ・向こう10年は収益的収支の赤字が回避される見通しのため(1件) |
| ・当年度純利益を計上し、更新投資のための建設改良積立金として処分できている(1件) |
| ・減価償却費は料金算定に加味しており、将来の更新投資を見据えていると考える(1件) |
| ◆その他主な意見等 |
| ・先行して施設更新等大幅な投資をしていることで、赤字となっているため(1件) |
| ・設備投資に伴う費用が増加しており、投資(更新)計画に基づいて検討が必要(1件) |

資産維持費の具体的な算定事例(島根県松江市)

- 導入時期 平成27年1月
- 料金算定期間 平成27年度～平成31年度(5年間)
- 平均改定率 5.5%

○ 資産維持費の算出方法と考え方

<経営条件の目標設定>

- ・将来の財政見通しから「企業債残高の目標を給水収益の2倍」に設定(数値目標は一般会計の実質公債費率の考え方を参考にして独自に設定)
↓
- ・これにより「起債発行額の上限を3億円/年に固定」

<中長期的な更新需要と財政収支の見通しの把握>

- ・今後10年間で必要になる建設改良費は、水道専用ダムや主要浄水場の更新耐震化事業費として「約200億円」→「20億/年」
↓
- ・国庫補助金と起債借入れ以外に補てん財源として「15億円以上/年」が必要
↓
- ・平成25年度末における内部留保資金(約44.4億円)に対して、現行の料金体系と起債借入計画では、平成37年度に資金不足に陥ることが判明

<適正な内部留保資金額の推計>

- ・松江市は隔月検針・毎月徴収であり、給水から料金回収まで4ヶ月かかるため、この4ヶ月間の運転資金を最低でも確保する必要がある。
↓
- ・財政推計により、減価償却費を除く収益的収支における費用と資本的収支における支出の合計は「約53億円/年」→「約18億円/4ヶ月」
↓
- ・「確保すべき適正な内部留保資金を20億円」に設定

<資産維持費(率)の算定>

- ・平成37年度に内部留保資金として約20億円を確保するためには、1.75億円/年の資産維持費が必要
↓
- ・資産維持率 = 資産維持費(1.75億円) / 保有資産(250億円) = 0.7%

○ 今後の課題と考慮すべき点

- ・今後は料金改定時における推計と実績との比較検証を継続的に行い、資産維持率の適正性についても引き続き分析を行う予定である。
- ・平成28年度末には簡易水道と統合する予定であり、これにより企業債残高は2倍以上の約200億円に増加する見込みである。
今後は簡易水道区域の建設改良計画を精査し、補助事業の動向を注視しつつ財政計画を定期的に見直し、内部留保資金や資産維持費及び企業債残高に関する考え方を整理していく必要がある。

資産維持費の具体的な算定事例(岩手県平泉町)

6. 料金算定

| | | |
|------|----------------|--------|
| 事例27 | 料金改定(資産維持費の導入) | 岩手県平泉町 |
|------|----------------|--------|

1. 団体の概要

| | |
|----------------------|-----------|
| 団体名 | 平泉町 |
| 行政区域内人口(人) | 8,050 |
| 面積(km ²) | 63.39 |
| 事業区分 | 上水道(末端給水) |
| 施設利用率(%) | 47.7 |
| 有収率(%) | 82.4 |
| 職員数(人) | 2 |
| 営業収益(千円) | 134,913 |
| 営業費用(千円) | 124,380 |

※表中の計数は平成27年3月末時点

2. 事業開始のきっかけ

- 昭和40年に水道事業を開始してから半世紀近くが経ち、老朽化している水道施設の更新を随時行っていくため建設改良費の増が見込まれていた。
- 平成19年に料金改定した際に次回改定予定を平成24年度としていたが、平成23年3月の東日本大震災の発生、同年6月の世界文化遺産登録による水需要の増加などにより改定時期について先送りし、内部で検討していた。
- 平成25年度決算において、前年度に比べ純利益が減少、当町の建設改良費に充てるための資金のほとんどを企業債の借入で行っており、現行の料金水準では、健全な経営の確保が困難となる状況であったため、資産維持費を算出し料金改定を行うこととした。

3. 内容、効果額等

①取組内容

○導入時期
平成27年7月

○資産維持費の算出方法と考え方

日本水道協会策定の「水道料金算定要領」に基づき算出。
資産維持費 = 対象資産 × 資産維持率

- ・料金算定期間 平成27年度から平成31年度(5年間)
- ・対象資産 平成27年度期首と平成31年度期末の平均残高
- ・資産維持率 0.688%

資産維持率の設定について

資産維持率 = $\frac{\text{自己資本構成比率}40\%(\text{※}) \times \text{過去5年間の企業債利率の平均}}{\text{※平成25年度の自己資本構成比率}38.20\%}$ を参考にした。

・日本水道協会策定の「水道料金算定要領」では、資産維持率は3%を標準とされていたが、改定率がかなり大きくなるため、別の算出方法の検討を行った。

・同要領中、「標準的な資産維持率により難しいときは、自己資本構成比率の目標値を達成するための額を計上できる」により、自己資本構成比率で算出することとし、次の内容を考慮して決定した。

- ・災害等の場合でも1年間の経常費用と企業債償還額等を賄うことが出来る現金預金を保有することとした。現金預金保有額は、水道統計から類似団体の現金預金・給水収益も参考とした。
- ・自己資本構成比率が類似団体(66.9%)と比べ低いため、自己資本構成比率を現在より上げることとし、40%を目標とした。

3. 内容、効果額等(つづき)

○資産維持費の原価算入により確保した資金の活用先、活用時期等の考え方

・資産維持費の使途

利益剰余金(減債積立金・建設改良積立金)に処分し、企業債償還金及び建設改良費へ充当する。今後、当年度損益勘定留保資金が当年度企業債償還金を下回る見込みであるため、減債積立金への処分も予定。

・資金の活用先、活用時期

建設改良積立金は、平成31年度までに着手する浄水場施設の改良及び配水池造成工事に係る事業費に充当する見込みである。

②効果額等

18,163千円/年

※利益剰余金(減債積立金・建設改良積立金)に積立する。建設改良積立金で平成31年度までに着手する浄水場施設の改良及び配水池造成工事に係る事業費の約2割程度をまかなう見込み。

4. 検討過程等

①スケジュール

| | |
|----------|--|
| 平成25年8月 | 将来の値上げについて、平泉町上下水道事業運営協議会で説明 |
| 平成26年7月 | 町長名で本町上下水道事業運営協議会へ諮問 7月～11月まで計4回 本町上下水道事業運営協議会を開催 |
| 平成26年9月 | 平泉町議会全員協議会へ諮問内容の説明 |
| 平成26年11月 | 本町上下水道事業運営協議会より答申 |
| 平成26年11月 | 本町議会全員協議会へ答申内容の説明 |
| 平成27年1月 | 本町議会全員協議会へ改定案の説明 |
| 平成27年3月 | 改定条例可決 |
| 平成27年4月 | 町広報誌に料金改定掲載 全使用者に「改定のお知らせ」を配付 |
| 平成27年6月 | 検針に併せて、全使用者に「改定のお知らせ」を配付 |
| 平成27年7月 | 町広報誌に料金改定掲載 検針に併せて、全使用者に「改定のお知らせ」を配付 料金改定 |

②自治体外部の有識者の活用

特に活用していない。

③担当した職員数

取組の計画から実施に至るまでの間において、おおむね2名

④住民・議会への説明

○住民への説明は、改定条例可決から実施までに、使用者への周知期間を3ヶ月とし、4月～6月まで町広報誌と「改定のお知らせ」を配付し行った。改定月の7月に再度、全使用者に「改定のお知らせ」を配布した。

○議会への説明として上下水道事業運営協議会へ、諮問する約1年前に将来の値上について説明を行った。また、町議会へは、改定に係る諮問内容、答申内容等をその都度説明した。

5. 今後の課題・考慮すべき点

○今後の資産維持費の活用方法について

平成31年度までに着手する更新工事費へ充当を基本とする。今後も、施設の改良や企業債償還の必要な所要額を見積り、料金改定の際は資産維持費を計上する必要がある。

○他団体が導入する際の留意点

大量の施設更新時期を迎えるため、料金算定期間中の建設計画を出来る限り正確に見積もることが必要である。

※総務省「経営戦略策定ガイドライン 水道事業・先進的取組事例集」より

資産維持費の具体的な算定事例(愛媛県松山市)

6. 料金算定

| | | |
|------|----------------|--------|
| 事例29 | 料金改定(資産維持費の導入) | 愛媛県松山市 |
|------|----------------|--------|

1. 団体の概要

| | |
|----------------------|-----------|
| 団体名 | 松山市 |
| 行政区域内人口(人) | 516,571 |
| 面積(km ²) | 429.37 |
| 事業区分 | 上水道(末端給水) |
| 施設利用率(%) | 66.5 |
| 有収率(%) | 95.6 |
| 職員数(人) | 144 |
| 営業収益(千円) | 7,896,010 |
| 営業費用(千円) | 6,130,201 |

※表中の計数は平成27年3月末時点

2. 事業開始のきっかけ

- 昭和59年4月の料金改定時に料金原価に資産維持費をはじめて算入したが、当時の考え方は、資金収支不足の補填的要素であり、資産維持費本来の役割が十分に果たせていなかった。
- そこで、平成8年4月の水道料金改定の際に、資産維持費の算定方法を企業償還金ベースとし、「再投資資金の確保」と「自己資本の造成(財務体質の強化)」について、本格的に取り組むこととした。
- さらに、平成20年4月からの水道料金改定に向けた松山市水道事業経営審議会にて水道料金水準のあり方を検討する中で、資産維持費についても平成20年3月に改正された日本水道協会策定の「水道料金算定要領」に沿った算出方法を検討し、平成21年4月から採用することとした。

3. 内容、効果額等

①取組内容

- 導入時期
平成21年4月

○資産維持費の算出方法と考え方

日本水道協会策定の「水道料金算定要領」に基づき算出。
資産維持費=対象資産×資産維持率(千円未満切捨)

- ・料金算定期間 平成20年度から平成22年度(3年間)
- ・対象資産 前々年度期首帳簿価額と前々年度期末帳簿価額の平均残高
- ・資産維持率 2.3%

資産維持率の設定について

- ・資産維持率については、平成20年度まで「費用積上方式」により算定してきたが、「資産維持率方式」への見直しにあたり、これまでの制度での資産維持費を新制度に換算した場合の資産維持率は、平成8年度以降の実績で各年度で2.0%~2.8%であった。
- ・平成21年度から新制度を導入するにあたって資産維持率を3.0%として設定した場合は財政収支に大きな影響を及ぼすため、経営審議会の答申を踏まえ、「赤字に転落しない程度の2.3%からスタートすることとした。
- ・中長期的なスパンでは「水道料金算定要領」に示されている3.0%に引き上げて行くことも検討していく。

○資産維持費の原価算入により確保した資金の活用先、活用時期等の考え方

・資産維持費の使途

第一順位で、予算による予定処分に基いて減債積立金に処分し、その全額を当該年度の企業償還金へ充当している。第二順位で、「松山市水道事業建設改良基金」の原資としている。

・資金の活用先、活用時期

建設改良基金は、平成39年度以降の更新が予定されている垣生浄水場や市之井浄水場、竹原浄水場のリニューアル資金として活用していく。

3. 内容、効果額等(つづき)

②効果額等

680,000千円/年

※平成24~43年度の20年間で約137億円を建設改良基金に積立し、平成39年度以降に予定している3浄水場の更新事業費の8割程度をまかなう見込み。

4. 検討過程等

①スケジュール

| | |
|-------------|---|
| 平成19年8月21日 | 経営審議会の開催に向けた局内協議 |
| 平成19年10月15日 | 松山市水道事業経営審議会を設置し、経営改革の取組状況や市町合併後の料金統一について説明 |
| 平成19年12月3日 | 第1回小委員会を設置し、水道料金水準のあり方の中で資産維持費の算定方法の見直しを説明 |
| 平成20年1月7日 | 第2回小委員会の中では、資産維持費を見直す場合の財政収支への対応を求められ、直ちには実施すべきではない旨の意見がでた。 |
| 平成20年1月21日 | 松山市水道事業経営審議会からの答申 |

②自治体外部の有識者の活用

経営審議会委員(学識経験者6名、水道事業関係者2名、水道利用者12名)

③担当した職員数

5名

④住民・議会への説明

- 住民への説明は、平成20年4月に水道料金の改定を行った際、平成19年10月から学識経験者や水道利用者などの委員からなる経営審議会において、経営料金水準のあり方を決める項目の一つとして資産維持費の説明を行っている。
- 議会への説明は、平成20年1月21日の松山市水道事業経営審議会答申について、同日付で議長・副議長や所属する都市企業委員会の議員へ説明を行った。また、平成20年3月議会に「松山市水道事業給水条例の一部改正について」を議案として議決を得ている。

5. 今後の課題・考慮すべき点

○今後の資産維持費の活用方法について

平成39年度以降に着手する浄水場の更新工事費へ充当するが、他の水道施設の更新により企業償還金が増加してきた場合には、第二順位である基金への積立金の減少が心配されるため、その際には資産維持率の見直しを検討していく必要がある。

※総務省「経営戦略策定ガイドライン 水道事業・先進的取組事例集」より

住民とのコミュニケーションの事例(島根県松江市)

○島根県松江市では、市町村合併以降、4つの上水道料金体系で運営してきたが、平成27年1月1日から簡易水道使用料も含めて統一の上水道料金へ改定。また、その際には、基本料金と給水料金の割合の見直しや、最低単価と最高単価の格差の緩和を実施。改定に向けては、地域住民とのコミュニケーションを重視した合意形成に取り組んだ。

スケジュール(戦略プラン策定から新料金がスタートするまで)

| 実施時期 | 内容 |
|---------------|--|
| H24.7 | 第二次松江市水道事業経営戦略プラン策定 |
| H24.10.26 | 第二次松江市水道事業経営戦略プラン推進委員会の設置 |
| H24.10.26 | 第1回第二次松江市水道事業経営戦略プラン推進委員会(平成24年10月26日開催) |
| H25.1.25 | 第2回第二次松江市水道事業経営戦略プラン推進委員会 市長中間報告(平成25年1月25日) |
| H25.5.20 | 第3回第二次松江市水道事業経営戦略プラン推進委員会(平成25年5月20日開催) |
| H25.7.23 | 第4回第二次松江市水道事業経営戦略プラン推進委員会(平成25年7月23日開催) |
| H25.7~H25.9 | 市内の各企業団地での意見交換(7団地)・アンケート(月500㎡以上使用の115社) |
| H25.8.27 | 第5回第二次松江市水道事業経営戦略プラン推進委員会(平成25年8月27日開催) |
| H25.9.21 | 第6回第二次松江市水道事業経営戦略プラン推進委員会(平成25年9月21日開催) |
| H25.10.7 | 市長へ提言「持続可能な水道システムを構築するための料金体系のあり方について」 |
| H25.11.25 | 第二次経営戦略プラン第7回委員会(平成25年11月25日開催) |
| H25.11.12 | 松江市公共料金審議会公共料金審議会(平成25年11月12日開催) |
| H26.1~4 | 地域説明会23箇所(モデル料金体系等を説明・市民537人参加) |
| H26.5.28 | 第1回松江市水道料金・簡易水道使用料審議会(平成26年5月28日開催) |
| H26.6.13 | 第2回松江市水道料金・簡易水道使用料審議会(平成26年6月13日開催) |
| H26.6.25 | 第3回松江市水道料金・簡易水道使用料審議会(平成26年6月25日開催) |
| H26.6.29 | 公開シンポジウム「みんなで支える未来の水循環システムを考える」市民400名参加 |
| H26.7.10~7.14 | 市議会等への説明(正副議長、各党派説明) |
| H26.7.11 | 松江市水道料金・簡易水道使用料審議会答申(平成26年7月11日) |
| H26.7.22~7.23 | 職員説明会(3回開催) |
| H26.8.27~8.29 | 料金業務受託者向け説明会 |
| H26.8.28 | 市議会等への説明(建設環境委員会協議会) |
| H26.9.19 | 公民館長会で説明(対象となる各公民館で説明会を行う旨を説明) |
| H26.10 | 松江市議会で議決 条例改正(議会上程) H26.9.10開会 H26.10.6閉会 |
| H26.10.21 | 指定給水装置工事事業者向け説明会 |
| H26.10 | 公民館28箇所を対象に説明会(10月20日~1月25日)26回開催・市民786人参加 |
| H26.10.31 | アンケートモニター、サポーターへの周知 |
| H26.11 | 用途別から口径別に変わる地区への郵送 |
| H26.11 | 広報紙 上下水道ニュースの発行 |
| H26.11 | 広報紙 せせらぎの発行 |
| H26.11 | ケーブルテレビでデータ放送 |
| H26.11 | 屋内告知端末・放送 |
| H26.11.23~ | 市営バス(20車両)内へのポスター掲載(H26.11~12) |
| H26.12 | 市報松江に情報掲載 |
| H27.1.1 | 新料金スタート |

松江市上下水道局 事前住民説明会 参加者数(H26.1~H26.3)

| 項番 | 開催日 | 説明会 | 場所 | 参加者数 |
|-----|-------|------------------------|--------------|------|
| 1 | 1月27日 | 月 玉湯町 地域協議会 | 玉湯公民館 | 20 |
| 2 | 1月28日 | 火 島根町 地域協議会 | 島根支所 | 20 |
| 3 | 1月30日 | 木 美保町 地域協議会 | 美保支所 | 20 |
| 4 | 1月31日 | 金 鹿島町 地域協議会 | 鹿島支所 | 20 |
| 5 | 2月4日 | 火 東出雲町 地域協議会 | 東出雲支所 | 20 |
| 6 | 2月5日 | 水 八束町 地域協議会 | 八束支所 | 19 |
| 7 | 2月6日 | 木 公民館長会事務局会 | 市民活動センター | 10 |
| 8 | 2月7日 | 金 八雲町 地域協議会 | 八雲郷土文化保存伝習施設 | 19 |
| 9 | 2月20日 | 木 まちづくりに係る連絡調整会議 | 市役所 防災センター | 32 |
| 10 | 2月21日 | 金 公民館長会 | 市民活動センター | 29 |
| 11 | 3月2日 | 日 御津地区 住民説明会 | 御津公民館 | 28 |
| 12 | 3月3日 | 月 講武地区 自治連合会理事会 | 講武公民館 | 11 |
| 13 | 3月6日 | 木 佐太地区 住民説明会 | 佐太公民館 | 20 |
| 14 | 3月10日 | 月 松東公民館ブロック 住民説明会 | 川津公民館 | 9 |
| 15 | 3月10日 | 月 松江旅館ホテル組合 | 総合福祉センター | 12 |
| 16 | 3月11日 | 火 玉湯地区 自治会連合会研修会・住民説明会 | 玉湯公民館 | 48 |
| 17 | 3月13日 | 木 東出雲町 自治連合会理事会 | 東出雲町支所 | 17 |
| 18 | 3月14日 | 金 恵曇地区 住民説明会 | 恵曇公民館 | 16 |
| 19 | 3月17日 | 月 湖南公民館ブロック 住民説明会 | 乃木公民館 | 40 |
| 20 | 3月18日 | 火 中央公民館ブロック 住民説明会 | 城東公民館 | 51 |
| 21 | 3月20日 | 木 講武地区 住民説明会 | 講武公民館 | 21 |
| 22 | 3月25日 | 火 松南公民館ブロック 住民説明会 | 津田公民館 | 28 |
| 23 | 3月26日 | 水 松北公民館ブロック 住民説明会 | 法吉公民館 | 27 |
| 合 計 | | | | 537 |



住民とのコミュニケーションの事例(岩手県矢巾町)

○岩手県矢巾町では、水道事業の現状を知らせるマンガ冊子の発行や、住民参画のワークショップ(やはば水道サポーター制度)を設置しており、公募で集まった町民と職員が勉強会を続け、矢巾町の水道事業の現状と課題を共有している。また、水道サポーターは、水道事業のあるべき姿を示す「水道ビジョン作成」にも携わっている。

地域で支える水道事業(この時代には戻れない)

水道の恩恵に浴し、誰もがその必要性を実感していた。刈り払いや管の埋設といった作業を住民が協力して行っていた。



コミュニティ水道の落成祝賀会の様子、S37年4月

地域で支える水道事業が自然にできていた。

水道事業者がいくら努力してPRしても同じような環境には絶対ならない。



コミュニティ水道の落成式に於ける特写、S37年4月

7-9

水道サポーターワークショップ(水循環の視点)



実践

7-18

水道サポーターワークショップ



7-17

水道サポーターワークショップ

フリートーク 施設見学 利き水



個人の考えの発散 集団の中で議論 議論の体系化

矢巾町上下水道課・吉岡様司

大人の社会科見学



①浄水場
②給食センター
③処理場(集排)
④ゴミ処理場

水道を意識していない人を巻き込む!

アウトリーチ手法を活用した聞き取り954件の行政需要

水道サポーターの初回ワークショップで行ったブレインストーミングの行政需要



住民を含めたみんなで因果関係を分析

7-20

水道事業等の公益事業における料金の決定等について

| | 水道事業 | 下水道事業 | 工業用水道 | 電気事業 | ガス事業 |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------|---|---|--|
| 全事業者数 | 1,496 | 1,996 | 151 | 857 | 203 |
| 公営企業の事業者数 | 1,487 (99.4%) | 1,996 (100%) | 150 (99.3%) | 86 (10.0%) | 26 (12.8%) |
| 根拠法 | 水道法第14条 (供給規定) | 下水道法第20条 (使用料) | 工業用水道事業法第17条 (供給規定) | 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)附則第18条 (特定小売供給約款) 電気事業法第18条(託送供給等約款) | ガス事業法第17条 (供給約款等) |
| 法令等の規定内容 | 能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること | 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること | 能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること | 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること | 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること |
| 手続き等 | 地方公共団体は条例で定め、開始時は厚生労働大臣の認可、変更時は届出 | 地方議会の議決により地方公共団体の条例で定めることが必要 | 地方公共団体は条例で定め、開始時・変更時共に経済産業大臣に届出(民営は経済産業大臣の認可) | 電気料金(特定小売供給約款、託送供給等約款)設定には経済産業大臣の認可が必要(引き下げは届出) | 都市ガス料金設定には経済産業大臣の認可が必要(引き下げは届出) |
| その他通知等 | 水道料金算定要領 (日本水道協会) | 下水道使用料算定の基本的考え方 (日本下水道協会) | 工業用水道料金算定要領 | みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則 | 一般ガス事業供給約款料金算定規則 一般ガス事業ガス料金算定要領 一般ガス事業供給約款料金審査要領 |
| 原則 | 総括原価方式 | 総括原価方式 | 総括原価方式 ※基準料金制度は平成26年度で廃止 | 総括原価方式 | 総括原価方式 |
| 具体的な算入項目 | 人件費 | 人件費 | 人件費 | 人件費 | 労務費 |
| | 薬品費 | 薬品費 | 薬品費 | | |
| | 動力費 | 動力費 | 動力費 | 購入電力料 | |
| | 修繕費 | 修繕費 | 修繕費 | 修繕費 | 修繕費 |
| | 受水費 | | 受水費、負担金 | 燃料費 | 原材料費 |
| | 減価償却費 | 減価償却費 | 減価償却費 | 減価償却費 | 減価償却費 |
| | 資産減耗費 | 流域下水道維持管理負担金 | ダム等水源施設費引当金 | | |
| | その他営業費用 | 委託料等 | その他の維持管理費 | その他経費 | その他の諸経費、関連費の振替 |
| | | | | | 営業外費用、ガス熱量変更引当金純増額 |
| | | | | 法人税等 | 法人税等 |
| | | | | 事業報酬 支払利息 | 事業報酬 借入利息 |
| | 資産維持費 | 企業債取扱諸費 | 資産維持費 配当金等 | 株主配当等 | |
| 料金抑制 | 資産維持費の算出にレートベース方式を採用 | 雨水処理には公費が充てられる | 国庫補助を受けている事業者では、一定以上の値上げ時に受水企業に経営状況等の説明を要す | 事業者同士で効率化に向けた競争を促すためのヤードスティック方式採用 | 事業者同士で効率化に向けた競争を促すためのヤードスティック方式を審査時に採用 |

注) 赤字部は経営主体が地方公共団体の場合には算入しない項目
 ※水道事業の事業者数は上水道事業と水道用供給事業の合計
 ※下水道事業の事業者数は国土交通省所管の事業者数

※電気事業の事業者数は小売事業、送配電事業、発電事業の合計(重複計上あり)
 ※電気事業の根拠法等は10電力会社のみ(平成28年4月から電力自由化)